

令和8年度領事手数料

適用期間(令和8年4月1日～令和9年3月31日)

項目		料金:単位スム	
遺産の保護管理		遺産の額の 2/100	
遺言の公証		475,000	
証明関係	国籍証明	367,000	
	在留証明	100,000	
	出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明	100,000	
	職業証明	167,000	
	翻訳証明	367,000	
	署名又は印章の証明	官公署に係るもの	375,000
		その他のもの	142,000
	遺骨証明	208,000	
	原産地証明	367,000	
	日本品の外国輸入証明	317,000	
	船内遺留品目録証明	75,000	
	航行報告証明	108,000	
上記以外の証明	175,000		
旅券	書面申請	10年旅券 注)新規申請・切替	1,358,000
		5年旅券 注)同上	942,000
		12歳未満の旅券発給 注)同上、5年旅券のみ	525,000
		残存有効期間同一旅券	525,000
		渡航先追加	133,000
		渡航書	208,000
	電子申請	10年旅券 注)新規申請・切替	1,325,000
		5年旅券 注)同上	908,000
		12歳未満の旅券発給 注)同上、5年旅券の	492,000
		残存有効期間同一旅券	492,000
査証関係	一般入国査証	一般	250,000
		インド人	69,000
	数次入国査証	一般	500,000
		インド人	69,000
	通過査証	一般	58,000
		インド人	6,000
再入国の許可の有効期間の延長		250,000	
難民旅行証明書の有効期間の延長		208,000	

※ウズベキスタン国籍者は査証手数料が免除されます。